

2019年3月吉日

お取引先様 各位

株式会社ソイルテクニカ

お支払方法等の変更に関するお知らせ

拝啓 貴社ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご厚情をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、2017年3月に発表された「建設業法令遵守ガイドライン(第5版)」(国土交通省)及び「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」(一般社団法人日本建設業連合会)の趣旨に則り、弊社からお取引様に対する手形(電子記録債権・約束手形)でのお支払いにつきまして、下記の通り、手形のサイト、手形支払基準金額、及び、支払期日を変更させていただきます。

お取引様各位におかれましては、今後ともご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

<変更内容>

1. 手形のサイト

(現行) サイト 120 日 (変更後) サイト 90 日

2. 手形支払基準金額(消費税込月額)

(現行) 10 万円 (変更後) 100 万円

※手形支払対象額が100万円未満の場合は、現金によるお支払とさせていただきます。

3. 手形の支払期日(支払日が金融機関休業日)

(現行) 翌営業日 (変更後) 前営業日

<変更時期>

2019年4月度の請求受付分(5月支払)

なお、既に締結済みの個別契約の定めに関わらず、手形支払によるお支払いの場合の支払方法等は上記の通り変更することと致します。

<手続き等>

今回の支払方法等変更に関してお取引先様での手続き等は特にございません。

※ご質問等がございましたら、弊社管理部総務課 (03-5644-8580) まで
お問い合わせ願います。

以上